

浦安市ふるさと納税推進事業返礼品取扱事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浦安市（以下「本市」という。）にふるさと納税をした者（以下「寄附者」という。）に対するお礼の品やサービスの提供（以下、「返礼品」という。）を取り扱う浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者（以下「返礼品取扱事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

(返礼品取扱事業者)

第2条 返礼品取扱事業者とは、本市へのふるさと納税の推進に協力し、返礼品を取り扱う事業者等をいい、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）又は事業所（工場等を含む。）が市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、市内の地域資源を活用した返礼品又は体験型サービスを市内において提供する法人、団体又は個人事業者にあつてはこの限りでない。
- (2) 各種法令を遵守し、寄附者への返礼品として相応しい生産、製造、販売、サービスの提供等を行っていること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者及びその役員等が、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (6) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) サービスの提供にかかる返礼品を取り扱う事業者については、別に定める基準とすること。ただし、基準を満たしていても、市長が適当でないと判断した場合はこの限りでない。
- (8) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、本市が管理業務を委託している事業者（以下、「中間事業者」という。）が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。（利用方法のマニュアルは、別途中間事業者より提供する。）ただし、代替手段により、返礼品の受発注及び納品の管理等の運用が可能であると市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (9) 本市が指定する中間事業者との間で、返礼品提供に係る契約を両者間で締結し、契約内容に基づき返礼品の取扱いや連絡調整が確実にできること。

- (10) 返礼品が食料品、飲料品又は食事サービスの場合には、食品衛生法等に基づく許認可等を取得しているほか、食品返礼品の産地名を適正に表示し、提供等を行っていること。また、旅行業の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。
- (11) 自社の広告媒体等を通じて、本市ふるさと納税制度及び返礼品のPRに積極的に協力することができること。
- (12) 本市が返礼品取扱事業者に対し、必要に応じて実施する調査等に応じることができること。

(返礼品)

第3条 返礼品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。(平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条第1項各号に規定する総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)のいずれかに該当するものであること。)

なお、新たな返礼品の申請時において、告示改正後の地場産品基準(以下「新基準」という。)が公布されているときは、新基準の適用日以前であっても、新基準を満たすものであること。また、新基準の適用日まで本市が返礼品としてポータルサイトに掲載している返礼品については、適用日までの間は、告示改正前の地場産品基準を満たすものであること。

- (1) 市内において生産されたものであること。
- (2) 市内において返礼品等の原材料等の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合においては、千葉県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- (4) 市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- (5) 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- (7) 市内において提供されるサービスその他これに準ずるものであって、当該サービスの主要な部分が本市に相当程度関連性があるものであること。
- (8) 市内に所在する宿泊施設であって、千葉県内においてのみ宿泊施設の運営

を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、千葉県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係るサービスであること。

- (9) 市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係るサービスであって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該サービスの調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

イ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。

- (10) 市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

- (11) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

ア 本市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等にするもの

イ 千葉県が千葉県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを千葉県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ウ 千葉県が千葉県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。

- (12) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

- 2 また、取扱いにあたっては、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 食料品については、発送手段等を考慮の上、原則として発送日から5日程度以上の消費期限が保証されること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望費等を事前に寄附者に確認、調整するなど、適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

- (2) サービスの提供については、別に定める基準とすること。ただし、基準を満たしていても、市長が適当でないと判断した場合はこの限りでない。また、換金・転売等がされないよう寄附者の記名や通し番号の付記等の対応をすること。
 - (3) 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
 - (4) キャラクター等を使用する場合で、返礼品取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合は権利者の許諾を得ていること。
 - (5) 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて生産者の同意を得ていること。
- 3 返礼品の価格は、寄附金額の3割以下の額とし、本体価格のほか荷造、箱、梱包代、設置費用、消費税及び地方消費税を含めた価格とし、3,000円以上とする。(送料は返礼品の価格には含まない)

(登録手続き等)

第4条 取扱事業者の登録を希望する場合には、浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、別紙に返礼品の内容を記入し添付書類とともに、市長に提出するものとする。

(返礼品取扱事業者の登録の可否)

第5条 返礼品取扱事業者の登録又は返礼品については、総務省による確認と市長が内容を審査の上、返礼品取扱事業者又は返礼品の登録可否を決定する。

2 返礼品取扱事業者の登録の可否は、浦安市ふるさと納税取扱事業者登録審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

(返礼品取扱事業者又は返礼品の取りやめ)

第6条 返礼品取扱事業者が返礼品取扱事業者又は返礼品の登録の取りやめを行う場合には、浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者辞退届(様式第4号)又は浦安市ふるさと納税返礼品取扱辞退届(様式第3号)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

(その他留意事項)

第7条 返礼品取扱事業者は、次の各号全てについて承諾するものとする。

- (1) 応募の際は、市税等の滞納がないことが確認できる完納証明書を提出すること。ただし、浦安市税の納付状況について本市が確認することに同意し、浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者市税納付確認書(様式第4号)を提出する場合はこの限りではない。
- (2) 本市から提供された寄附者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守し、適正に取り扱う

こと。

- (3) 寄附者が浦安市民である場合は、返礼品を送付しないこと。
- (4) 本市が契約するふるさと納税ポータルサイトへの掲載については、本市及び中間事業者の指示に従い必要な手続き及び運用を行うこと。
- (5) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合又は本市及び中間事業者から依頼等があった場合は真摯に対応し、その解決に努め、その結果について市長へ報告すること。なお、品質や発送間違い等による補償や苦情対応については、本市は一切の責任を負わない。
- (6) 市長は、返礼品取扱事業者が本要領の基準に適合しなくなったと認められる場合又は寄附者からの申込みが他の返礼品と比較して極端に少なく、需要が見込めない等、総合的に判断した場合は、返礼品の提供を中止し、返礼品取扱事業者の登録を取り消すことができる。この場合、本市及び中間事業者は、返礼品取扱事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。
- (7) この要領に定めるもののほか、返礼品の取扱い等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。(令和 7 年 6 月 19 日)